

東海村国土強靱化地域計画

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度



東海村

【目次】

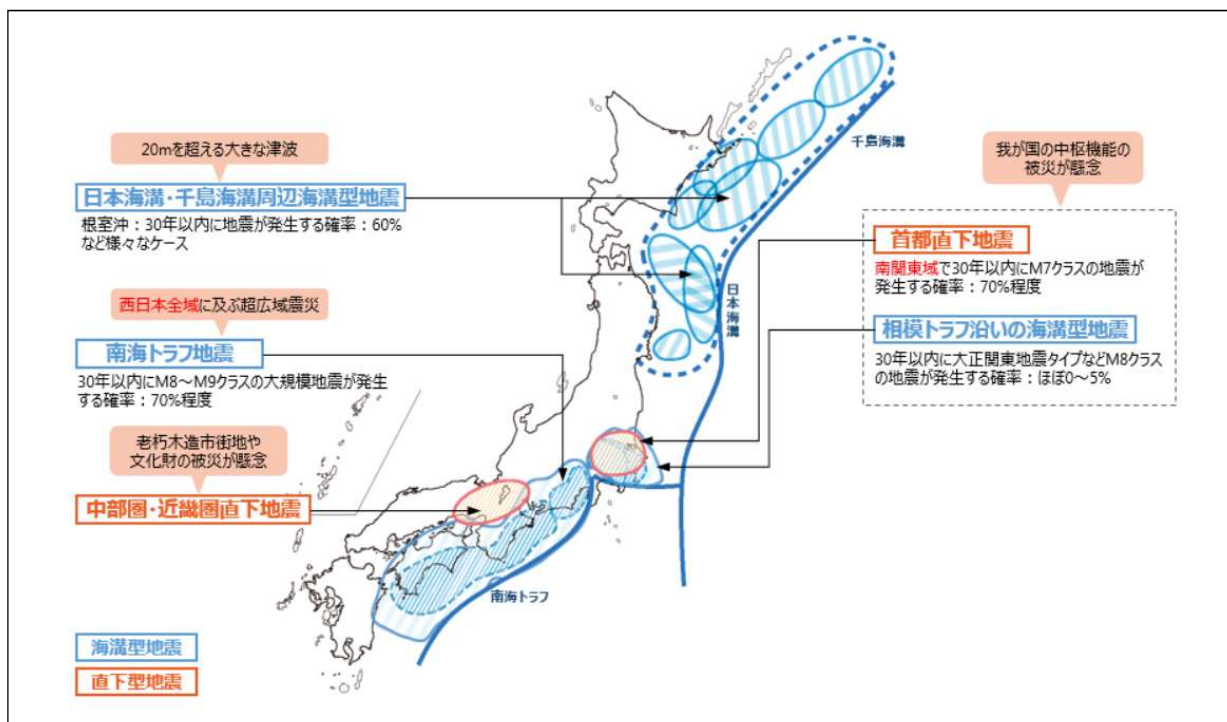
第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本目標と基本的方針	5
(1) 東海村国土強靱化地域計画と各計画との整合	5
(2) 東海村国土強靱化地域計画の基本的方針	5
第3節 計画の位置づけと期間	6
(1) 東海村国土強靱化地域計画と各計画との整合	6
(2) 東海村国土強靱化地域計画の計画期間	7
第2章 対象とする災害と被害想定	9
第1節 本村の特性	9
(1) 本村の特性について	9
(2) 対象とする自然災害	9
(3) 地形条件による災害特性	14
(4) 想定するリスク	15
第3章 起きてはならない最悪の事態と推進方針	17
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	17
第2節 脆弱性評価を行う施策分野	19
第3節 推進方針	21
第4章 脆弱性評価及び推進方策	27
事前に備えるべき目標 1	27
事前に備えるべき目標 2	33
事前に備えるべき目標 3	39
事前に備えるべき目標 4	41
事前に備えるべき目標 5	44
事前に備えるべき目標 6	47
事前に備えるべき目標 7	50
事前に備えるべき目標 8	54
第5章 重点プログラムの設定	59
第6章 計画の推進	61

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の目的

近年,我が国では,気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化,首都直下地震,相模トラフ沿いの海溝型地震,南海トラフ地震などの巨大地震の発生等が懸念されています。

〔想定される大規模地震〕



出典: 内閣府 防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/jishin.html>

※発生予測確率は地震調査研究推進本部による

また,平成23年(2011年)に発生した東日本大震災においては,想定を超える強い揺れや大規模津波により,東北地方を中心とした東日本に甚大な被害が発生しました。

そこから得られた教訓を踏まえ,最悪の事態を念頭に置き,平時から様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」に取り組み,従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて,国土・産業政策も含めた総合的な対応を行う必要があります。

そのため,国では「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年(2013年)12月施行)」に基づき,総合的な国土強靱化を推進することとされました。

〔強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、目的と基本理念〕

(目的)
 第1条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)
 第2条 (略) 明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

そのため、同法に基づき、国は翌平成26年（2014年）6月に国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しましたが、平成30年（2018年）12月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、その歩みの加速化・深化を図ることを目的に、基本計画の見直しを図りました。

〔国土強靱化基本計画の概要〕 ※内閣府HPより

国土強靱化基本計画（平成26年6月）

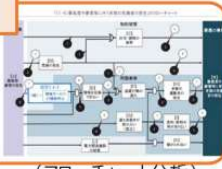
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけでなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果（平成30年8月）

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



（フローチャート分析）

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散

などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実

などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え
追加例：【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】
- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

また、茨城県においては、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向け、平成29年（2017年）2月に「大地震等の発生に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった『事後対策』の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う」という国土強靱化基本計画と調和を保った「茨城県国土強靱化計画」を策定し、国土強靱化を進めています。

「茨城県国土強靱化計画」の概要

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 策定趣旨

○東日本大震災等の自然災害から得られた教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くしてしなやかないばらきづくりを推進

○平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえた減災対策を一体的・計画的に進める

2 位置付け

○基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定

○県総合計画と整合。また、国土強靱化の関連部分において、様々な分野の計画等の指針となるもの

○県まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携して、限りある資源の有効活用を図るもの

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的考え方

1 基本理念

○強く、しなやかないばらきづくり

○首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実

2 基本目標

I 人命の保護が最大限図られること

II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

III 県民の財産及び公共施設の被害の最小化

IV 迅速な復旧復興

3 計画の対象とする災害

大規模自然災害全般を想定（地震、津波、風水害等）

4 特に配慮すべき事項

○社会構造の変化への対応等

- ・「自律・分散・協調」型の社会のシステム形成につなげる視点を持つこと
- ・関係団体との連携体制の構築
- ・急激に進むインフラの老朽化への対応
- ・人のつながりやコミュニティ機能の向上

○効果的な施策の推進

- ・複合的・長期的な視点による施策の推進
- ・防災人材の育成と確保 ・民間投資の活用
- ・施策の重点化や進捗管理を通じた施策の推進及び見直し
- ・ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
- ・平時からの有効活用 ・広域連携体制の構築

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害の甚大な被害を回避するために、現行の施策で足りるか、どこに脆弱性があるかを明らかにする。

2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定

○4つの基本目標を踏まえ、大規模自然災害を想定して具体化した**8つの事前に備えるべき目標**を設定

- ・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる など
- 39のリスクシナリオ**を設定
- ・建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
- ・県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 など

3 施策分野の設定

○**7つの個別施策分野**を設定

- ①行政機能／警察・消防等
- ②住宅・都市・住環境
- ③保健医療・福祉
- ④産業・エネルギー
- ⑤情報通信・交通・物流
- ⑥農林水産
- ⑦国土保全

○**3つの横断的**分野を設定

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策
- ③研究開発

4 脆弱性評価結果

○リスクシナリオごと、施策分野ごとに、現行施策のリスクへの対応力について分析・評価（別紙1）（別紙2）

＜評価結果のポイント＞

- ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進が必要
- 関係機関等との連携が必要

第4章 茨城県における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価を基に対応策を検討し、施策分野ごとに目標を達成するための推進方針をとりまとめ

1 個別施策分野(7分野)ごとの推進方針

① 行政機能／警察・消防等	② 住宅・都市・住環境	③ 保健医療・福祉
<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続体制の整備 ○災害情報の収集、伝達体制の確保 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の業務継続計画策定率：31.8% (H27)→100% (H32) ・市町村のタイムライン策定率：13.2% (H27)→100% (H32) など 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅、建築物等の耐震化 ○上下水道施設の耐震化等 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率：81.8% (H27)→95% (H32) ・下水道施設の耐震化率：35.1% (H27)→46.3% (H32) など 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院等の機能強化 ○避難行動要支援者対策 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院の耐震化率：86.7% (H27)→100% (H32) ・災害時避難行動要支援者個別計画策定市町村数 8市町村 (H27)→44市町村 など
<h4 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">④ 産業・エネルギー</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○大規模災害発生時の緊急給油対策 など 	<h4 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">⑤ 情報通信・交通・物流</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○災害情報の収集、伝達体制の確保(再掲) <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地道路の無電柱化率：38% (H27)→45.4% (H32) など 	<h4 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">⑥ 農林水産</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林面積：100ha (H27)→170ha (H32) など
<h4 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">⑦ 国土保全</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○河川改修等の治水対策 ○総合的な土砂災害対策の推進 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修率：57.5% (H26)→58.8% (H32) など 	<h4 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">2 横断的</h4> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜リスクコミュニケーション＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助・公助の適切な組合せ ○地域防災力の強化 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動カバー率：81.6% (H27)→89.6% (H32) など </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜老朽化対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等の長寿命化対策 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画の策定割合：46.1% (H27)→100% (H32) </div> </div>	

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 県の他の計画の見直し

○本計画を基本として、毎年度の施策の進捗状況等により、県の他の計画の見直しを検討

2 計画の推進期間及び見直し

○推進期間は、当面、平成29年度から32年度まで、以降は概ね5年間

○必要に応じて本計画の見直しを検討

3 施策の推進と重点化

○施策の進捗管理とPDCAサイクル

進捗管理を行うとともに、取組の効果を検証し、必要に応じて重要業績指標の見直しを検討

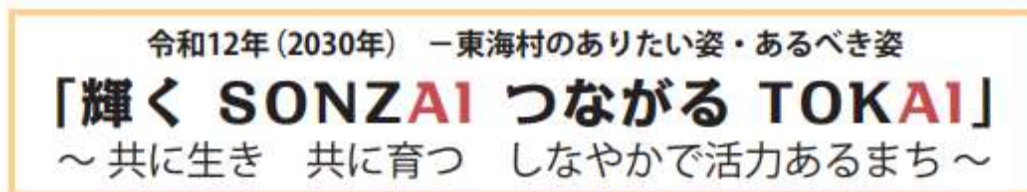
○施策の重点化

影響の大きさ、緊急度等を考慮し、リスクシナリオごとに優先して実施すべき**13の重点プログラム**を選定

3

本村では、総合的かつ計画的な自治体運営を図ることなどを目的に、本村における最上位の計画として東海村第6次総合計画を策定し、令和12年（2030年）のありたい姿・あるべき姿（目指すべき村の方向性）を「将来ビジョン」として、また、その実現のために、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で、どのような取組を行うのかを「計画体系」で示し、それに基づき各種施策を推進しています。

〔東海村第6次総合計画 将来ビジョン〕



特に、まちづくりの基本的な方針、(4) 都市防災の方針で以下を掲げています。

- ・災害時の救援・支援活動の拠点となる施設の耐震化や防災機能の充実・強化を促進するほか、原子力関連施設が立地する東海村では、事業者による安全文化の醸成促進や広域避難訓練の継続実施等により、自然災害に加え、徹底した原子力安全対策・原子力防災対策を図ります。
- ・自助・共助の精神に基づく自主防災組織の育成等により、地域の防災力を強化するとともに、避難行動要支援者など、誰もが安全・円滑に避難できる体制を構築します。
- ・災害に強い市街地の形成やより身近で利用しやすい手段を活用した災害時の情報提供の検討、都市計画道路の事業化、拡幅事業時における計画的な無電柱化、近年頻発する集中豪雨による被害を解消するための排水路や調整池の整備促進など、防災都市の基盤づくりを推進します。

(出典：東海村第6次総合計画 p.24)

東海村第6次総合計画の取組と併せ、東日本大震災以降も台風や局地的豪雨などによる被害が発生していることから、大規模自然災害等から住民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「東海村国土強靱化地域計画」を策定するものです。

第2節 基本目標と基本的方針

(1) 東海村国土強靱化地域計画と各計画との整合

本村は、住民、地域、企業・事業者及び国や茨城県等と協働して、下記の4つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

(2) 東海村国土強靱化地域計画の基本的方針

基本目標を踏まえ、事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

①国土強靱化の取組姿勢

- 本村の強靱性を損なうリスクを、あらゆる側面から検証しつつ取り組むこととします。
- ハード面の強靱化には時間がかかることから、長期的な視野をもって計画的に取り組めます。
- 災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

②適切な施策の組み合わせ

- 防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策を推進します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と住民、企業・事業者が協働して取り組みます。

③効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- 国や茨城県の施策の積極的な活用を図ります。

④全ての人に配慮した施策の推進

- 施策の推進にあたっては、災害時において特に配慮が必要な、高齢者、子ども、障がい者・児、外国人等に十分配慮して施策を講じます。

第3節 計画の位置づけと期間

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

〔強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法, 第13条等〕

(国土強靱化地域計画)

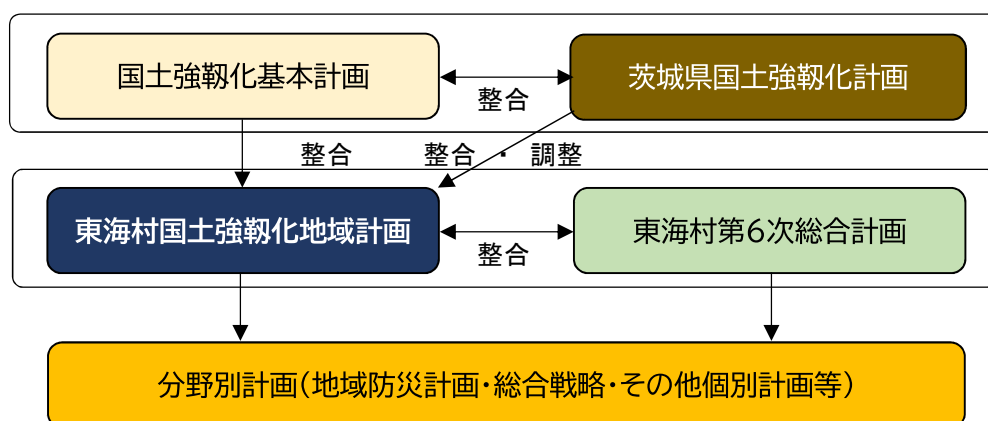
第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

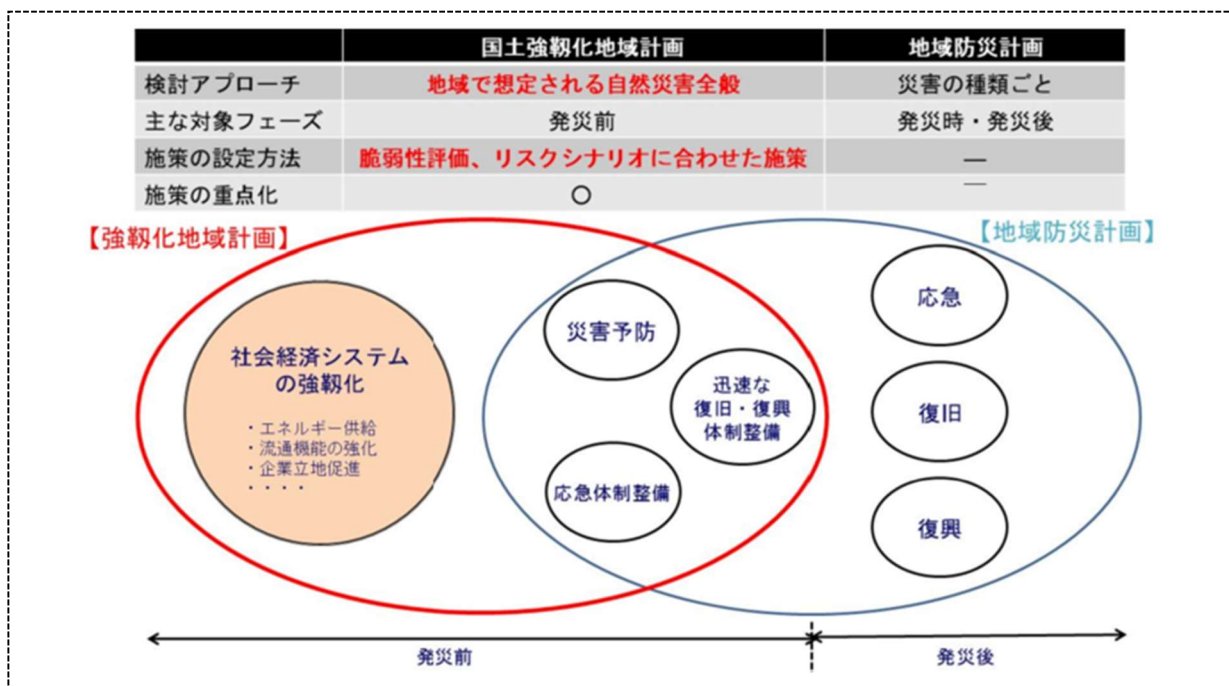
(1) 東海村国土強靱化地域計画と各計画との整合

国の基本計画や茨城県国土強靱化計画との整合性を図りつつ、東海村第6次総合計画の防災に関わる主な取組や、東海村地域防災計画の取組を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけるとともに、地域における国土強靱化に係る計画等の指針（「アンブレラ計画」）としての性格を有するものとし、今後策定する各種計画等については、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものとします。



なお、本村の地域防災計画は、風水害や地震などに対応した防災に関する業務等を定めており、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。これに対して「東海村国土強靱化地域計画」は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めるものとします。

【参考】東海村国土強靱化地域計画と東海村地域防災計画との関係



(2) 東海村国土強靱化地域計画の計画期間

本計画は令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）の5年間とします。

計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

【計画期間】

和暦	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
東海村					東海村国土強靱化地域計画				
茨城県	茨城県国土強靱化計画				※必要に応じて見直し				

なお、本計画に基づき実施する予定の事業をまとめた「実施予定事業一覧」は、毎年度見直しを図ることから、別紙としてまとめています。

第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本村の特性

(1) 本村の特性について

本村は、水戸市から北東へ約 15km の距離に位置し、東は太平洋に面しています。西は那珂市、南はひたちなか市と接し、北は久慈川をはさんで日立市に接しています。東西南北ともに 7.9km、総面積は 38km² です。

また、比較的起伏の少ない地形で、標高 20～30m の台地（那珂台地）と久慈川や新川流域沿いの標高 6m 前後の低地、砂丘となっている海岸部で成り立っています。

本村の台地部は、東へ緩やかに傾斜し、砂礫や泥流堆積物やその上位に火山灰質のロームが覆い形成され、畑地と平地林や市街地となっています。台地部と低地部との境は急な崖線となっており、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が村内 15 箇所指定されています。

低地部は、久慈川流域の竹瓦、亀下、豊岡などの沖積平野、新川流域の真崎浦、細浦等の開析された谷底平野、沿岸部に分布する砂丘等で構成され、砂や砂礫、砂質シルトなどを混在した沖積層となっており、主に水田等として利用され、阿漕ヶ浦、押延溜、白方溜、内宿溜、前谷溜、権現堂溜の 6 箇所のため池があります。

久慈川周辺（石神地区・白方地区等）や新川河口付近（村松地区）は、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震では河川沿いに津波遡上や地盤の液状化被害が発生しています。また、各低地部では集中豪雨などによる洪水、内水はん濫による浸水被害を受けたことがあります。

なお、沿岸域の砂丘部は現在、防砂林として活用されているほか、日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社などの敷地となっています。

(2) 対象とする自然災害

本村では、地震による津波や地震動、液状化による被害、低地部を中心に、台風・豪雨による河川氾濫、内水氾濫による水害、台風による風害や高潮、風水害や地震に伴う急傾斜地の崩壊やため池の決壊など土砂災害、木造住宅が密集する地域を中心に大規模火災など、様々な災害リスクが想定されます。

①風水害

太平洋に面する本村の気候はやや温暖で、年平均気温は 13.6℃、年降水量は 1353.8mm（水戸地方気象台の昭和 56 年（1981 年）～平成 22 年（2010 年）の平均値）、日最大降水量は 276.6 mm、日最大 1 時間降水量は 81.7 mm となっています。

近年、全国的には、夏季の降水量は増加する傾向がみられ、土砂災害や浸水、河川の氾濫につながるような猛烈な雨が降る頻度が高くなりつつあります。

本村は久慈川の最下流にあたり、最大規模の浸水想定（流域総雨量 48 時間：616 mm）では豊岡、竹瓦を中心に 5～10m の浸水深、浸水継続時間も 3 日間に及ぶ地域が想定されています。

内水氾濫としては新川流域の真崎浦や細浦、中央排水路の周辺、久慈川沿いの低地、台地部の凹地などで浸水被害が発生しています。また、台地部と低地部の境となる崖線において、台風等の豪雨による土砂災害のリスクがあり、土砂災害警戒区域が指定されています。

〔水戸地方気象台の観測史上1～5位の値（年間を通じての値）（令和2年（2020年）12月まで）〕

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	276.6	244	225.5	202	200	1897年～
	1938/6/29	1986/8/4	1966/6/28	1996/9/22	1991/9/19	
日最大10分間 降水量(mm)	36.3	31	25	25	22.5	1937年～
	1959/7/7	2014/7/27	1992/9/4	1979/7/25	2016/7/14	
日最大1時間 降水量(mm)	81.7	77.8	63.5	60	58.6	1906年～
	1947/9/15	1959/7/7	1994/8/21	1961/6/27	1930/7/25	
月最大24時間 降水量(mm)	287.5	227.3	204	202.5	199.5	1906年～
	1986/8/4	1966/6/28	1991/9/19	1996/9/22	1977/9/19	
月降水量の多 い方から(mm)	635.5	588.3	489.7	489.5	485	1897年～
	1938/6	1941/7	1961/6	2004/10	1991/10	
日最大風速・ 風向(m/s)	28.3 北	28.1 北北東	27.3 北	26.7 南南東	26.6 北北東	1897年～
	1961/10/10	1939/8/5	1932/11/15	1917/10/1	1938/10/21	
日最大瞬間風 速・風向(m/s)	44.2 北北東	39.6 北北東	36.6 北	36.6 北東	36.3 北北東	1937年～
	1939/8/5	1938/10/21	1961/10/10	1958/9/26	1996/9/22	
降雪の深さ日 合計(cm)	27	26	20	19	17	1953年～
	1990/2/1	1963/2/3	1994/2/12	2018/1/22	2006/1/21	
降雪の深さ月 合計(cm)	43	27	26	24	22	1953年～
	1984/2	1990/2	1963/2	2014/2	2018/1	

②地震

茨城県に被害を及ぼす地震は、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震、陸域のやや深い場所で発生する地震、陸域の深い場所で発生する地震です。

関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関する地震活動は活発ですが、被害地震としては、昭和5年(1930年)の那珂川下流域の地震(M6.5, 深さ54km)、などが知られています。また、平成28年(2016年)12月28日に茨城県北部でM6.3の地震が発生し、茨城県で最大震度6弱を観測しました。最近数十年間では、M7程度の地震は発生していませんが、M5～6の地震は、数年に1回の割合で発生しており、局所的に若干の被害が生じたことがあります。

関東地方東方沖合から福島県沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、明治以降では、明治42年(1909年)の房総半島南東沖の地震(M6.7, M7.5)、昭和13年(1938年)の茨城県沖の地震(M7.0)、同年の福島県東方沖の地震(M7.5)などがありますが、これらの地震による大きな被害は知られていません。

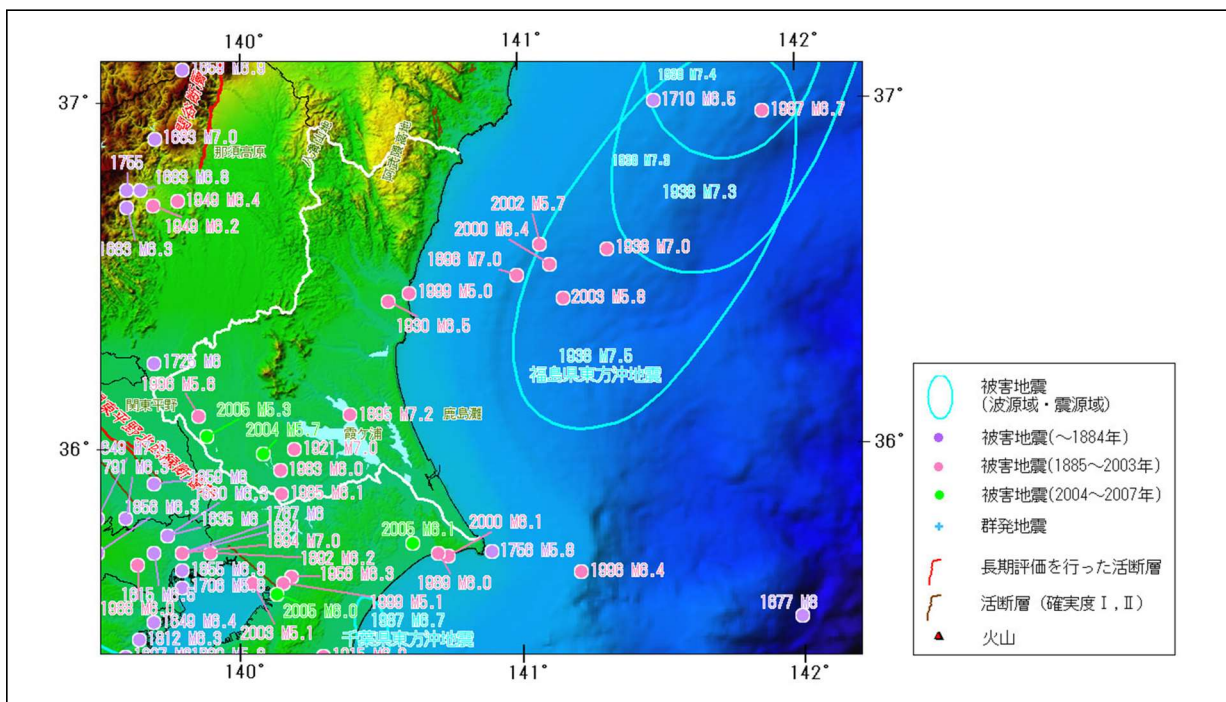
なお、昭和13年(1938年)の福島県東方沖地震では県内で最大88cmの津波が検潮儀によって観測されましたが、この津波による被害はありませんでした。ただし、歴史の資料によると、延宝5年(1677年)にはM8程度の規模で房総半島東方沖に発生したと考えられる地震により、県内では津波によって溺死者36名などの被害が生じたことがあります。

昭和62年(1987年)の千葉県東方沖の地震(M6.7)など周辺地域で発生する地震や、三陸沖や東海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあります。

さらに、外国の地震によっても津波被害を受けることがあり、例えば、昭和 35 年（1960 年）の「チリ地震津波」では、県内に 2～3m の津波が襲来し、船舶などに被害が生じました。

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」(M9) では、地震とそれに伴って発生した津波やその後の余震の影響により、特に東北地方や関東地方の太平洋沿岸部において未曾有の大規模地震災害となりました。

〔茨城県とその周辺の主な被害地震〕



出典：地震調査研究推進本部*

〔「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の被害〕

茨城県内では死者 66 名、行方不明者 1 名、負傷者 714 名、住家全壊 2,634 棟などの被害が生じました（平成 31 年（2019 年）3 月 1 日現在、消防庁調べ）。

村内では、震度 6 弱、最大余震の震度 5 強の地震に襲われ、地震動や液状化などで電気・上下水道・ガス等のライフライン機能が停止し、道路や家屋の損壊が発生し、学校教育施設、社会教育施設、集会施設等も損傷し、使用停止を余儀なくされるなど、村内全域にわたって甚大な被害がもたらされました。また、津波により約 3 km²（村の 8.1%）が浸水し耕地の冠水等の被害を受けました。

なお、震災直後は 15 箇所の避難所に全村民のおよそ 10%に相当する 3,514 人が避難する事態となりました。

〔「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の村内の被害〕

村内では死者 6 人、負傷者 5 人の人的被害が発生し、住家被害は全壊 28、半壊 158、一部破損 3,831、床下浸水 12、また、非住家被害は公共建物 73、その他 666、火災 2、液状化による宅地被害 116 の被害が生じました。

地震調査研究推進本部 阪神・淡路大震災（平成 7 年（1995 年）1 月）を契機として、我が国の地震調査研究を一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、政府の特別な機関として平成 7 年（1995 年）7 月に設置。

〔茨城県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の評価〕

地震調査研究推進本部による、茨城県周辺の地震発生確率等の評価は以下の通りです。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
日本海溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%
	福島県沖	7.0～7.5程度	50%程度
	茨城県沖	7.0～7.5程度	80%程度
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	8.6～9.0	30%程度
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5程度	60%～70%
	房総沖	—	—
相模トラフ	相模トラフ沿いのM8クラスの地震	8クラス (7.9～8.6)	ほぼ0%～6%
	プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震	7程度 (6.7～7.3)	70%程度
南海トラフで発生する地震		8～9クラス	70%～80%

内陸の活断層で発生する地震			
関谷断層		7.5程度	ほぼ0%
深谷断層帯・綾瀬川断層 (関東平野北西縁断層帯・ 元荒川断層帯)	深谷断層帯	7.9程度	ほぼ0%～0.1%
	綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	ほぼ0%
	綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	不明
立川断層帯		7.4程度	ほぼ0.5%～2%

(算定基準日：令和2年（2020年）1月1日）

なお、県内では確実に活断層であるとされるものは知られていません。また、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、茨城県沖で発生する地震、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りの領域で発生する地震及び相模トラフ沿いや南海トラフで発生する地震があります。

〔茨城県地震被害想定〕

茨城県では、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、茨城県南部の地震（茨城県南部）、茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）、F 1 断層・北方陸域の断層・塩ノ平地震断層の連動による地震（F 1 断層）、棚倉破砕帯東縁断層・同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）、太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））、太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部））、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）の7つの地震を設定しています。

本村においては、7つの地震のうち、太平洋プレート（北部）において震度6強が想定されています。

	①茨城県南部	②茨城・埼玉県境	③F 1 断層	④棚倉破砕帯	⑤太平洋プレート（北部）	⑥太平洋プレート（南部）	⑦茨城県沖～房総半島沖
最大震度	5強	5弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱

なお、本村は、南海トラフ地震対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

「南海トラフ地震対策推進地域」：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、県内では本村ほか6市1町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

「首都直下地震緊急対策区域」：首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、県内では本村ほか29市8町1村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されています。

〔茨城県津波浸水想定〕（平成24年（2012年）8月公表）

茨城県では平成23年（2011年）に制定された津波防災地域づくり法に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波について、津波浸水想定を設定していますが、本村における、最大遡上高、影響開始時間、最大となる浸水域等は以下のように想定されています。

■津波の水位・最大遡上高・影響開始時間

海岸名	箇所名	津波の水位 (T.P)	最大遡上高 (T.P)	影響開始時間 (分)
久慈漁港海岸～豊岡海岸	日立市大みか町～東海村豊岡	5.0 ～ 10.9m	12.3m	26
常陸那珂港区～磯崎漁港海岸	東海村白方～ひたちなか市磯崎町	4.3 ～ 10.7m	12.2m	24

■浸水面積

	津波浸水想定の結果	東北地方太平洋沖地震の津波の実績
東海村の浸水面積	5.5 km ²	2.6 km ²

※河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

出典：茨城沿岸津波対策検討委員会「茨城県津波浸水想定（解説）（p.12～p.14）」

(3) 地形条件による災害特性

本村の主な地形分類及び、それぞれの風水害・地震の一般的な災害リスクは以下の通りです。
(津波は除きます)

	成因	災害リスク
台地・段丘	周囲より階段状に高くなった平坦な土地であり、周囲が侵食により削られて取り残されてできます。	河川氾濫のリスクはほとんどありませんが、河川との高さが小さい場合には注意が必要です。縁辺部の斜面近くでは崖崩れに注意が必要です。地盤は良く、地震の揺れや液状化のリスクは大きくありません。
自然堤防	現在や昔の河川に沿って細長く分布し、周囲より0.5～数メートル高い土地です。河川が氾濫した場所に土砂が堆積してできます。	洪水に対しては比較的安全ですが、大規模な洪水では浸水することがあります。縁辺部では液状化のリスクがあります。
砂州・砂丘	主に現在や昔の海岸・湖岸・河岸沿いにあり、周囲よりわずかに高い土地です。波によって打ち上げられた砂や礫、風によって運ばれた砂が堆積することでできます。	通常の洪水では浸水を免れることが多く、縁辺部では強い地震によって液状化しやすいといえます。
凹地・浅い谷	台地や扇状地、砂丘などの中にあり、周辺と比べてわずかに低い土地です。小規模な流水の働きや、周辺部に砂礫が堆積して相対的に低くなる等でできます。	大雨の際に一時的に雨水が集まりやすく、浸水のおそれがあります。地盤は周囲（台地・段丘など）より軟弱な場合があり、特に周辺が砂州・砂丘の場所では液状化のリスクがあります。
氾濫平野 (谷底平野)	起伏が小さく、低くて平坦な土地です。洪水で運ばれた砂や泥などが河川周辺に堆積したり、過去の海底が干上がったりでできます。	河川の氾濫に注意。地盤は海岸に近いほど軟弱で、地震の際にやや揺れやすい。液状化のリスクがあります。沿岸部では高潮に注意が必要です。
旧河道	かつて河川の流路だった場所で、周囲よりもわずかに低い土地です。流路の移動によって河川から切り離されて、その後に砂や泥などで埋められてできます。	河川の氾濫によって周囲よりも長期間浸水し、水はけが悪いといえます。地盤が軟弱で、地震の際の揺れが大きくなりやすく、液状化のリスクが大きいといえます。
河川敷・浜	調査時の河川敷や、調査時または明治期等に浜辺、岩礁である土地です。	河川の増水や高波で冠水します。河川敷は液状化のリスクが大きいといえます。
旧水部	海や湖、池・貯水池であり、過去の地形図などから水部であったと確認できる土地です。その後の土砂の堆積や土木工事により陸地になったところです。	地盤が軟弱で、液状化のリスクが大きいといえます。沿岸部では高潮に注意が必要です。
盛土地・埋立地	周囲の地表より高く盛土した土地や、海水面などの水部に土砂を投入して陸地にしたり、谷のような凹地を埋め立てて造成した土地です。	高さが十分でない場合には浸水のリスクがあります。山地や台地では降雨・地震により地盤崩壊のリスクがあります。低地では液状化のリスクがあり、海や湖沼・河川を埋め立てた場所では特に注意が必要です。



出典：国土地理院 ベクトルタイル「地形分類」

(4) 想定するリスク

本計画において想定するリスクとしては、国の基本計画や茨城県の国土強靱化計画が大規模自然災害を想定していることを踏まえ、当面、大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨、高潮などの風水害、それに伴う土砂災害等）とします。さらに、地震後の津波など同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらすことにも留意します。

なお、本村においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であり、地域防災計画（原子力災害対策計画編）や広域避難計画等の中で今後の取扱を検討するものとします。

第3章 起きてはならない最悪の事態と推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 自然災害による直接死を最大限防ぐ	(1) 公共建築物や民間建築物の倒壊による多数の死傷者の発生
	(2) 不特定多数が集まる施設（村内公共施設、商業施設等）の火災による多数の死傷者の発生
	(3) 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	(4) 異常気象等での河川の氾濫、堤防の決壊等による多数の死傷者の発生
	(5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	(6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1) 食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	(2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	(3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	(4) 救助・救急、医療活動の絶対的不足、長期途絶
	(5) 避難所における疫病・感染症等の大規模発生
	(6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による避難者の健康状態の悪化
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	(1) 警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	(2) 職員・役場庁舎及びその他公共施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	(1) 電力供給停止等による情報通信機能や情報提供機能の麻痺・長期停止
	(2) テレビ・ラジオ放送及び防災無線の中断等により災害情報が必要な住民に伝達できない事態
5 経済活動の早期復旧を図る	(1) サプライチェーンの寸断等による村内企業活動の停滞
	(2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、エネルギー供給の停止
	(3) 物流・人流に必要な基幹的交通ネットワークの長期停止
	(4) 食料等の安定供給の停滞
	(5) 異常渇水による村内広範囲への水道供給停止

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
6 生活・経済活動に最低限必要な電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらの早期復旧を図る	(1) 生活・経済活動の維持に必要な電力・ガス・燃料等の長期間の供給停止
	(2) 給水施設等の被災による村内広範囲における水道供給停止
	(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	(4) 幹線道路及び地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	(1) 市街地での大規模火災の発生
	(2) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺
	(3) ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	(4) 沿岸部・臨海部の大規模施設等の被災による有害物質の大規模拡散・流出
	(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	(6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(3) 広域地盤沈下や液状化等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(4) 地域コミュニティの崩壊, 貴重な文化財の喪失, 治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(5) 事業用地の確保, 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	(6) 常磐線や高速道路網, 港湾などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

国土強靱化の取組は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、推進していく点に特徴があります。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、国の国土強靱化基本計画や茨城県国土強靱化計画において設定された施策分野との整合性に留意して「個別施策分野」を設定します。

また、部局横断的な取組として、以下の考えに基づき、2つの「横断的施策分野」を設定します。

【個別施策分野】について

国においては12の、また茨城県においては7の個別施策分野を設定しています。

国	茨城県
①行政機能／警察・消防等／防災教育等	①行政機能／警察・消防等
②住宅・都市	②住宅・都市・住環境 ※国の⑪環境を統合
③保健医療・福祉	③保健医療・福祉
④エネルギー	④産業・エネルギー ※国の⑤金融, ⑦産業構造を統合
⑤金融	—
⑥情報通信	⑤情報通信・交通・物流 ※国の⑧交通・物流を統合
⑦産業構造	—
⑧交通・物流	—
⑨農林水産	⑥農林水産
⑩国土保全	⑦国土保全 ※国の⑫土地利用（国土利用）を統合
⑪環境	—
⑫土地利用（国土利用）	—



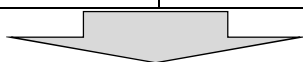
以上を参考に、本村では茨城県の設定する個別施策分野を参考に、以下の通り設定します。

東海村
①行政機能・防災・消防等
②住宅・都市・住環境
③保健・福祉
④産業・エネルギー
⑤情報通信・交通・物流
⑥教育・文化
⑦国土保全

【横断的施策分野】について

国においては5の、また茨城県においては3の横断的分野を設定しています。

国	茨城県
①リスクコミュニケーション*	①リスクコミュニケーション
②人材育成	②老朽化対策
③官民連携	③研究開発
④老朽化対策	—
⑤研究開発	—



東海村第6次総合計画は、令和元年度（2019年度）に策定され、令和12年（2030年）のありたい姿・あるべき姿（目指すべき村の方向性）を「将来ビジョン」として、また、その実現のために、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で、どのような取組を行うのかを「計画体系」で示しています。

その計画体系は、各分野が連携して施策を展開していくため、

- ①未来を担う人づくり
…「人づくり」に段階的に取り組んでいくことにより、人づくりの自然循環を実現する。
- ②魅力あるまちづくり
…「人づくり」を相乗効果的に推進していく原動力とする。
- ③安心して暮らし続けることができるまちづくり
…健康、子育て、教育、公共交通の整備、災害対策、インフラ整備や公共施設の維持管理など、暮らしていく上で必ず必要となる取組を基盤とし、全世代が暮らしやすい、“生涯東海村に住み続けたい”と思えるような基盤の整備を、ハードとソフトの両面から進めるという、分野横断的なつながりを重視しながら取組を推進する計画体系となっています。



以上を参考に、本村では茨城県の設定する横断的分野を参考に、以下の通り設定します。

東海村	施策分野設定の考え
①リスクコミュニケーション	東海村第6次総合計画の「安心して暮らし続けることができるまちづくり」を踏まえて設定。 地域強靱化推進に係る多面的なコミュニケーションを図る。
②人材育成	東海村第6次総合計画の「未来を担う人づくり」を踏まえて設定。 住民一人ひとりが複合的な役割を果たすことを目指す。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、7つの「個別施策分野」と2つの「横断的施策分野」を設定しますが、当該分野を考えた時に、リスク対応に漏れがないかをチェックしながら脆弱性の評価を行います。

*リスクコミュニケーション：リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靱化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

第3節 推進方針

地域強靱化を行うために必要な推進方針を、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の項目に整理します。

1 自然災害による直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	公共建築物や民間建築物の倒壊による多数の死傷者の発生	①公共建築物の耐震化 ②老朽化した公共施設の集約化, 撤去 ③民間建築物の耐震化
(2)	不特定多数が集まる施設（村内公共施設, 商業施設等）の火災による多数の死傷者の発生	①建築物の倒壊・延焼防止対策 ②防災訓練・防災教育の強化 ③消防設備の計画的な整備・適正管理 ④防災品の積極的な購入
(3)	大規模津波等による多数の死傷者の発生	①避難路の整備や避難場所の確保 ②住民避難体制の確立 ③堤防等の整備要請 ④防災訓練・防災教育の強化 ⑤ハザードマップの周知 ⑥排水機場の適切な運転
(4)	異常気象等での河川の氾濫, 堤防の決壊等による多数の死傷者の発生	①河川管理事務所等との連携 ②ハザードマップの周知 ③災害情報提供や対策の周知 ④防災訓練・防災教育の強化 ⑤排水機場の適切な運転
(5)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	①土砂災害警戒区域の対策強化 ②ハザードマップの周知 ③防災訓練・防災教育の強化 ④道路啓開事業者との連携
(6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	①情報発信施設等の適切な維持管理 ②複数の情報伝達手段の整備・構築 ③災害時の情報伝達手段の整備と, 住民への周知（多言語による）

2 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	食料・飲料水, 電力・燃料等, 生命に関わる物資供給の長期停止	①応急給水体制の整備 ②水道施設の耐震化 ③地域連携による生活用水の確保 ④非常用備蓄の促進 ⑤救援物資受入体制の整備 ⑥緊急輸送道路の強化 ⑦各事業者との協力体制の強化 ⑧無電柱化の推進
(2)	警察, 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①警察, 消防等との連携強化 ②広域応援体制の整備 ③災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備 ④自主防災機能の強化 ⑤救助・救急の確保に向けた道路整備
(3)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	①帰宅困難者の一時収容場所の確保 ②自家発電機の設置（確保） ③医療機関との連携
(4)	救助・救急, 医療活動の絶対的不足, 長期途絶	①医療機関との連携 ②医薬品の不足に備えた応援体制の整備 ③福祉支援体制の強化
(5)	避難所における疫病・感染症等の大規模発生	①避難所運営体制の充実 ②避難所衛生環境の確保 ③感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備 ④保健所との連携強化 ⑤医療機関との連携
(6)	劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理による避難者の健康状態の悪化	①避難所運営体制の充実 ②避難所衛生環境の確保 ③感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備 ④医療代替施設・隔離施設としての協定締結（公共施設・社宅・宿泊施設等） ⑤保健所との連携強化 ⑥医療機関との連携

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	①警察署代替施設の提供
(2)	職員・役場庁舎その他公共施設等の被災による機能の大幅な低下	①事業継続計画（BCP）や職員行動マニュアルの整備 ②災害対策本部の機能強化, 災害対応力の強化 ③役場代替拠点施設の設定（複数） ④他施設での電力確保 ⑤他自治体との災害時応援協定の締結

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	電力供給停止等による情報通信機能や情報提供機能の麻痺・長期停止	①防災拠点施設等における停電対策 ②通信事業者との連携強化
(2)	テレビ・ラジオ放送及び防災無線の中断等により災害情報が必要な住民に伝達できない事態	①災害関連情報の伝達手段の多様化 ②通信・情報システムの充実 ③災害発生時避難行動の周知 ④住民の防災・減災意識の向上等

5 経済活動の早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	サプライチェーンの寸断等による村内企業活動の停滞	①事業者の事業継続計画（BCP）策定支援 ②経済関係団体との連携 ③事業活動の再開に向けた国・茨城県等の道路管理者との連携
(2)	社会経済活動, サプライチェーンの維持に必要な電力, エネルギー供給の停止	①事業活動の再開・継続に向けた電力・エネルギー事業者等との連携
(3)	物流・人流に必要な基幹的交通ネットワークの長期停止	①事業活動の再開に向けた物流・運輸事業者との連携 ②物流（物資）ストック機能の確保
(4)	食料等の安定供給の停滞	①食料等の供給体制の確保 ②住民の食料備蓄の促進 ③飲食物を取り扱う事業者との連携 ④物流機能等の維持・早期再開
(5)	異常渇水による村内広範囲における水道供給停止	①県企業局（県中央水道事務所）への県水供給増の要請 ②供給体制の確保

6 生活・経済活動に最低限必要な電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらの早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	生活・経済活動の維持に必要な電力・ガス・燃料等の長期間の供給停止	①ライフラインの防災対策の推進 ②電力事業者, ガス事業者等との連携強化
(2)	給水施設等の被災による村内広範囲における水道供給停止	①水資源（水源）の確保 ②節水型社会づくりの推進 ③県企業局（県中央水道事務所）への県水供給増の要請
(3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①汚水処理施設等の防災対策の推進
(4)	幹線道路及び地域交通ネットワークが分断する事態	①道路啓開事業者との協定締結 ②代替ルートの確保

7 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	市街地での大規模火災の発生	①市街地の火災対策, 延焼対策 ②消防体制の充実
(2)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺	①建物倒壊等による交通麻痺対策 ②緊急輸送道路の災害対応力の強化, 代替ルートの確保 ③災害廃棄物処理体制の充実
(3)	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	①ため池等農業用水利施設の整備
(4)	沿岸部・臨海部の大規模施設等の被災による有害物質の大規模拡散・流出	①住民避難の実行強化 ②有害物質の拡散・流出対策 ③排水路の適正な保全管理
(5)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①農地や農業用施設等の適切な保全管理 ②森林が有する多面的機能の維持
(6)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	①風評被害の防止

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取組）の項目
(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①建物や土木施設等の被災状況の迅速な把握 ②災害廃棄物処理体制の充実
(2)	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①東海村建設業協同組合との連携強化 ②地域活動人材の発掘と育成 ③災害ボランティア受入体制の整備 ④他自治体等との災害協定の締結推進
(3)	広域地盤沈下や液状化等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①地盤沈下箇所や液状化箇所の迅速な把握 ②東海村建設業協同組合との連携強化
(4)	地域コミュニティの崩壊, 貴重な文化財の喪失, 治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①自主防災組織の育成や消防団の充実・強化 ②地域コミュニティの活性化 ③文化財の防災対策
(5)	事業用地の確保, 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	①仮設住宅等の用地の確保 ②ホテル・旅館, 民間法人との災害協定の締結と連携強化 ③罹災証明書の迅速な発行
(6)	常磐線や高速道路網, 港湾などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①鉄道事業者, 高速道路事業者, 港湾管理者等との災害発生時連携の強化 ②道路網の整備, 橋梁の補修・耐震化の推進, 舗装の強化, 歩道の整備

第4章 脆弱性評価及び推進方策

事前に備えるべき目標 1

「自然災害による直接死を最大限防ぐ」

起きてはならない最悪の事態
(1) 公共建築物や民間建築物の倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 平成30年(2018年)1月現在,本村の一戸建て住宅9,870戸のうち,耐震性のある住宅は7,880戸,耐震化率は76.7%となっています。(旧耐震基準の住宅は2,400戸(うち耐震改修をした住宅は410戸),新耐震基準の住宅は7,470戸)
- 平成30年(2018年)1月現在,民間の特定建築物57棟のうち,耐震性のある建築物は44棟,耐震化率は77.2%となっています。(旧耐震基準の建築物は13棟,新耐震基準の建築物は44棟)
- 令和2年(2020年)4月現在,村有の特定建築物244棟のうち,耐震性のある建築物は224棟,耐震化率は91.8%となっています。(旧耐震基準の建築物は51棟,(うち耐震改修をした建築物は31棟),新耐震基準の建築物は193棟)
- 防災拠点・避難所等として重要な役割を果たす公共施設は,必要な耐震化をさらに促進する必要があります。
- 学校施設は,児童生徒等が安全・安心で快適な教育環境を確保することが重要であり,校舎及び非構造部材については耐震化が完了していますが,さらなる対策を進める必要があります。
- 非構造部材の耐震化,家具の固定や窓ガラス・アスベストの飛散防止,エレベーターの防災対策など,建物全体の安全対策を進める必要があります。
- 大規模地震時に,倒壊・破損し,避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化,耐震性が不十分な建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要があります。
- 大規模盛土造成地の調査を進め,結果に基づく対策を検討する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①公共建築物の耐震化

- ・公共建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施します。

②老朽化した公共施設の集約化,撤去

- ・老朽化した公共施設等は,東海村公共施設等総合管理計画に基づき,撤去,集約化を図ります。

③民間建築物の耐震化

- ・住民に対して地震のリスクに関する知識の普及を図り,建築物の耐震性確保の必要性について啓発するとともに,旧耐震基準の住宅・建築物の所有者に対し,技術的及び財務的な支援を実施します。
- ・主要構造部分の耐震化だけでなく,吊り天井など非構造部材の耐震対策も併せて進めるほか,家具の固定や窓ガラスの飛散防止,エレベーターの防災対策など,建物全体の安全対策を総合的に進めます。

起きてはならない最悪の事態

(2) 不特定多数が集まる施設（村内公共施設、商業施設等）の火災による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 地震発生時等における村内公共施設や商業施設等の火災延焼を防止するため、施設及びその周辺において防火体制の向上を図る必要があります。
- 村内各地区で同時に発生することが想定される地震に伴う火災や津波による火災に迅速に対応するため、消防体制、消防水利等の対策を強化する必要があります。
- 施設等を利用する不特定多数の人々等を火災から守るため、防災性能を有する物品が使われていない施設等においては、消防法で定められている物品に替えることが必要です。
- 消防法に基づく防災物品以外の防災品で、消防庁等の指導により普及が図られている身の回りの製品を使用することが必要です。

【強靱化の推進方策】

①建築物の倒壊・延焼防止対策

- ・地震発生時における村内公共施設や商業施設等の火災延焼を防止するため、施設及びその周辺において、防火体制の向上を図ります。

②防災訓練・防災教育の強化

- ・村内公共施設や商業施設等における出火防止対策や、各施設における消火訓練や延焼火災に対応した避難訓練などを推進します。
- ・消防の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上します。

③消防設備の計画的な整備・適正管理

- ・村内各地区で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、貯水槽及び防火水槽の整備を推進します。

④防災品の積極的な購入

- ・火災に強い防災物品や防災製品への積極的な買い替えを行います。

起きてはならない最悪の事態

(3) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 臨海部で津波浸水被害が想定されている地域においては、地震直後の堤防の倒壊、その後に到達する津波による被害想定を住民に周知する必要があります。
- 大規模地震時にも確実に機能するよう河川堤防や樋管等の水利施設の対策を進めるとともに、津波遡上により越水が想定される箇所についても対策を検討する必要があります。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設については、地震による地盤沈下及び液状化の対策を計画的に進めるよう国や茨城県に要請する必要があります。
- 津波浸水被害が想定されている地域において避難訓練を実施するなど、災害に強いまちづくり活動を推進する必要があります。
- 津波からの避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波から命を守るため、避難訓練等をさらに進める必要があります。

- 津波から住民の生命・財産を守り,安心して暮らせる地域を整備するため,避難ルート等を検討する必要があります。
- 村では,「地域防災計画(津波災害対策計画編)」を作成しているほか,平成30年(2018年)3月に「東海村自然災害ハザードマップ」を発行し,併せて「自然災害の基礎知識」や「家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間ハザードマップ」,過去の浸水実績を基にした「内水氾濫ハザードマップ」を追加し,全戸配布を行っていますが,その周知を進める必要があります。

【強靱化の推進方策】

①避難路の整備や避難場所の確保

- ・津波から命を守るため,避難訓練の実施を促進するとともに,避難路の整備や避難場所の確保に努めます。
- ・海拔情報の周知や避難経路マーキングなど現地情報の整備を進めるとともに,住民等への避難情報伝達手段の多様化を図ります。

②住民避難体制の確立

- ・地震発生直後においては,巡回点検を実施し,必要に応じて避難指示等について検討します。
- ・津波からの避難を確実にを行うため,津波浸水想定等の周知や防災意識啓発講演等を通じて,早期避難の徹底に一層努めます。

③堤防等の整備要請

- ・国や茨城県の津波対策に対する海岸保全施設の改修にあたっては,堤防・護岸の嵩上げや耐震化,液状化対策等を要請します。
- ・村管理河川における嵩上げ等が必要な箇所を選定を行うとともに,県管理河川については,継続した改修要望を行います。
- ・樋管等の開閉については,時間短縮及び操作員の負担軽減・安全確保のため,遠隔操作等による開閉も可能となるよう,関係機関に施設改修を要望します。

④防災訓練・防災教育の強化

- ・津波浸水被害が想定されている地域において,避難訓練の実施等を通じて,災害に強いまちづくり活動を推進します。
- ・津波浸水が想定される地域付近の保育所等などでの津波避難訓練や防災教育の推進,津波避難行動マニュアルの整備を促進します。

⑤ハザードマップの周知

- ・「東海村自然災害ハザードマップ」改訂版や「自然災害の基礎知識」,「家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間ハザードマップ」,及び「内水氾濫ハザードマップ」の周知を図ります。

⑥排水機場の適切な運転

- ・村が管理する排水機場は,改修及び修繕を実施し,災害発生時においても運転機能が正常に働くよう整備します。

起きてはならない最悪の事態

(4) 異常気象等での河川の氾濫, 堤防の決壊等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 久慈川や村内を流れる中小河川の河川堤防や水路等の治水施設の整備をなお一層推進する必要があります。
- 水門や樋管, 護岸等の水利施設の適切な維持管理を進める必要があります。
- 村では, 平成 30 年 (2018 年) 3 月に「東海村自然災害ハザードマップ」の発行に併せて「自然災害の基礎知識」や「家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間ハザードマップ」, 過去の浸水実績を基にした「内水氾濫ハザードマップ」を追加し, 全戸配布を行っていますが, その周知を図るとともに, 現状に即した見直しの必要があります。
- 村では, 災害情報などを防災行政無線やホームページや SNS 等で配信していますが, 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ, 迅速かつ的確に防災情報を提供する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①河川管理事務所等との連携

- ・水路は, 必要に応じ嵩上げ等の対策を講じ改修及び修繕を実施するとともに, 県管理河川においては, 河川管理事務所と嵩上げ等が必要な箇所の協議を行い, 継続した改修要望を行います。
- ・河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採, 定期的な清掃など, 越水対策を進めます。

②ハザードマップの周知

- ・「東海村自然災害ハザードマップ」改訂版や「自然災害の基礎知識」, 「家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間ハザードマップ」, 及び「内水氾濫ハザードマップ」の周知を図ります。【1- (3) -⑤再掲】

③災害情報提供や対策の周知

- ・災害情報の迅速かつ的確な提供に努めます。

④防災訓練・防災教育の強化

- ・消防団や自主防災組織などと連携した水害対策訓練や, 被害応急措置のための各種研修の実施により災害対応能力を強化します。

⑤排水機場の適切な運転

- ・村が管理する排水機場は, 改修及び修繕を実施し, 災害発生時においても運転機能が正常に働くよう整備します。【1- (3) -⑥再掲】

起きてはならない最悪の事態

(5)大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 村では、平成 30 年（2018 年）3 月に「東海村自然災害ハザードマップ」を発行し、併せて「自然災害の基礎知識」や「家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間ハザードマップ」、過去の浸水実績を基にした「内水氾濫ハザードマップ」を追加しており、全戸配布を行っていますが、その周知を図る必要があります。
- 土砂災害防止施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）については、適切に維持管理を行う必要があります。

【強靱化の推進方策】

①土砂災害警戒区域の対策強化

- ・大規模土砂災害に備え、国や茨城県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進します。
- ・土砂災害防止施設の定期点検やパトロール等を通じ、適切な維持管理や計画的な施設の老朽化対策を推進します。

②ハザードマップの周知

- ・「東海村自然災害ハザードマップ」改訂版や「自然災害の基礎知識」、「家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間ハザードマップ」、及び「内水氾濫ハザードマップ」の周知を図ります。【1-（3）-⑤再掲】

③防災訓練・防災教育の強化

- ・茨城県において指定されている土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域の調査図を活用し、早期に住民避難計画を検討します。
- ・土砂災害警戒情報の発表などの情報を住民に確実に伝達する方法を検討するとともに、住民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させます。

④道路啓開事業者との連携

- ・大規模災害時の応急復旧を実施するため、緊急輸送道路の救援ルートや代替ルートを確保します。

起きてはならない最悪の事態

(6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 災害情報を伝達する情報発信施設等が発災時に問題なく稼働するよう、適切な維持管理を図る必要があります。
- 災害情報を伝達する情報発信施設等が不具合を起こした場合に備え、他の情報発信機器や発信媒体を活用する体制が準備される取組を検討する必要があります。
- 令和 3 年（2021 年）1 月 1 日時点で本村に居住する外国人は 319 名となっているほか、一時滞在の外国人も多く、多様な国籍や使用言語のため、情報が正しく伝わる取組を行う必要があります。

【強靱化の推進方策】

①情報発信施設等の適切な維持管理

- ・情報発信施設等の定期的な試験を行い,適切な維持管理を行います。

②複数の情報伝達手段の整備・構築

- ・複数の情報伝達媒体を確保し,災害時に必要な情報が住民に確実に伝達する方法を検討します。

③災害時の情報伝達手段の整備と,住民への周知(多言語による)

- ・日本人のみならず,日本語を十分に理解できていない外国籍の住民へも等しく情報が伝わるよう,災害時の情報伝達手段の検討を行います。
- ・日本語以外の言語を使用する外国籍の住民を対象にした災害時対策講演会等の開催や,パンフレットの作成及び配布等を行います。

事前に備えるべき目標 2

「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」

起きてはならない最悪の事態

(1)食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

- 住民に対し、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を呼びかける必要があります。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、民間企業・事業者や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進める必要があります。
- 村は、家庭における備蓄を補完するため、物資の備蓄拡充に努めるとともに、流通備蓄の確保を図る必要があります。
- 燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る必要があります。
- 大規模停電時に備えた防災拠点施設の燃料供給体制の整備を図る必要があります。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策、多様な水資源利用の検討を進める必要があります。
- 村外から支援物資を受け入れる「物資集積場所（二次輸送拠点）」のほか、災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、受入体制の拡充を図る必要があります。
- 物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするための緊急輸送道路などの基幹道路等についてのさらなる整備を図り、輸送路の確保を推進する必要があります。
- 海上から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設等の耐震化等の着実な促進を、国や茨城県に要請する必要があります。
- 災害時の支援物資の受入に対応し、指定避難所への物資輸送について、村内の避難所への搬送計画についても、あらかじめ検討しておく必要があります。
- 大規模災害に備え締結している相互応援協定等に基づき、国や茨城県、関係機関等との連携を促進する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①応急給水体制の整備

- ・災害時における飲料水や食料等の支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めます。

②水道施設の耐震化

- ・大規模災害による断水により長期間にわたる水供給停止を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進します。
- ・大規模地震時等に配水管破損が発生した場合、配水池の水の流出を防ぎ確保するため、緊急遮断弁の整備を行います。

③地域連携による生活用水の確保

- ・長期の断水を想定した非常用飲料水の確保に向け、災害発生時にも対応できる水道供給体制として、給水車の確保、給水タンクや応急復旧用資機材など飲料水の確保対策を進めます。

④非常用備蓄の促進

- ・ホームページや広報紙, 防災学習や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ, 7日間程度(うち3日分は非常持出用)の食料等の家庭備蓄を住民に呼びかけます。
- ・家庭における備蓄を補完するため, 個人で備蓄することが困難な物資や, 災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めます。
- ・国や茨城県, 石油関係団体等と連携し, 燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図ります。

⑤救援物資受入体制の整備

- ・県内外から支援物資を受け入れる際の拠点として「物資集積場所(二次輸送拠点)」の整備に努めるとともに, 物資の受入手順や体制等について, 検討を進めます。
- ・災害時の支援物資の受入に対応し, 指定避難所への物資輸送について, 物資集積場所において物資が滞留することがないように早期の開設をはじめ, 指定避難所への搬送計画について検討します。

⑥緊急輸送道路の強化

- ・村が管理する都市計画道路の整備や適切な維持管理により, 災害に強い地域道路ネットワークの構築を図ります。
- ・緊急輸送道路及び物資輸送確保のための港湾整備について, 国や茨城県との調整を図ります。

⑦各事業者との協力体制の強化

- ・民間企業・団体等との応援協定の締結を促進, 具体化することにより, 流通備蓄の確保を図ります。
- ・定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか, 必要に応じ協力内容の見直しを行うなど, 連携体制の維持・強化を図ります。

⑧無電柱化の推進

- ・無電柱化の推進に向けて, 関係機関と協議を図ります。
- ・避難所等への省電力機器, 自家用発電機や太陽光発電及び蓄電池の整備など自立・分散型エネルギーの導入を推進し, エネルギー供給源の多様化や分散化を図ります。

起きてはならない最悪の事態
(2) 警察, 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊, 警察, 消防, 海上保安庁等との連携の強化により災害対応能力を向上させる必要があります。
- 全国から派遣される救助機関等を円滑に受け入れるため, 訓練等の実施を通じ, 定期的に検証や見直しを行うなど受援体制を強化する必要があります。
- 地域防災の中核を担う消防団員については, 装備資機材を充実する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①警察, 消防等との連携強化

- ・救出・救助活動の中心となる消防について, 体制強化等を図るほか, 防災拠点となる消防施設の早期耐震化を進めるとともに, 災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図ります。

- ・自衛隊, 警察, 消防, 海上保安庁等について, 平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに, 連携を強化するための各種訓練を実施し, 災害対処能力の向上を図ります。

②広域応援体制の整備

- ・全国から派遣される自衛隊, 警察, 消防, 海上保安庁等の救助機関等を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点 (進出・活動拠点)」の各種設備や備蓄等の充実に努めます。

③災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備

- ・災害救助機関の受入手順や体制等を定めた地域防災計画について, 国や茨城県, 関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ, 定期的に検証や見直しを行います。
- ・警察, 消防等のOBなどの専門的な知識を有する人材との連携により, 大規模災害時の災害対応能力を向上させます。

④自主防災機能の強化

- ・地域防災の中核を担う消防団員や自主防災組織については, 関係団体と連携して活動を強化するとともに, 装備資機材の充実に努めます。

⑤救助・救急の確保に向けた道路整備

- ・東海村建設業組合との災害応援協定に基づき, 迅速かつ的確な応急対策工事を実施します。

起きてはならない最悪の事態
(3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

【脆弱性の評価】

- 事業所等においては, 従業員用の備蓄を促す必要があります。
- 滞在場所となる公共施設, 民間施設における受入スペース, 備蓄など帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要があります。
- 交通インフラを早期に復旧するため, J Rや高速道路会社等の関係機関や事業者等と連携し, 早期復旧のための計画や体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①帰宅困難者の一時収容場所の確保

- ・被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し, 事業所等においては, 3日間程度はその場にとどまれるよう, 水, 食糧, トイレ, 毛布などの備蓄に努めるよう啓発を行います。
- ・帰宅困難者の一時滞在場所となる避難所などの公共施設, 民間施設の協力による受入スペースなど滞在場所の拡充を図ります。
- ・帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため, J Rや高速道路会社等の関係機関や事業者等と連携し, 道路や鉄道等の早期復旧のための体制を整備します。

②自家発電機の設置 (確保)

- ・大規模災害時における電力供給の途絶に備え, 防災拠点において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進めます。

③医療機関との連携

- ・大規模災害時に, 帰宅困難者を収容し医療を提供するため, 村内の医療機関との連携を促進します。

起きてはならない最悪の事態

(4) 救助・救急, 医療活動の絶対的不足, 長期途絶

【脆弱性の評価】

- 医療機関との災害救助対策を強化していく必要があります。
- 緊急時における医薬品等の供給や災害時における救急医療への対応に備える必要があります。
- 災害時の医療救護所等の開設へ向けて災害時医療救護体制の整備を進める必要があります。
- 関係機関と連携を図り, 対象者の把握, 役割分担を明確にし, 災害時の支援体制を構築する必要があります。
- 災害医療体制の充実や関係機関との連携を強化する必要があります。
- 大規模災害に備え, 社会福祉施設等における, 施設耐震化や非常用電源, サービスの継続に必要な応急供給体制を強化する必要があります。
- 要配慮者支援の運用体制強化など災害時の福祉支援体制の強化及び医療支援体制の整備をする必要があります。
- 災害拠点病院等への重症患者の広域搬送や災害医療体制, 災害派遣医療チーム (DMAT) 等の受入体制を検討する必要があります。

【強靱化の推進方策】

① 医療機関との連携

- ・大規模災害時に, 医療機能を維持・確保するため, 災害時において地域医療の拠点となる「災害拠点病院」との連携を促進します。
- ・災害医療体制の明確化, 充実強化を図るとともに, 平時から災害対応への意識を高め, 関係機関との連携強化を図ります。
- ・大規模災害時における電力供給の途絶に備え, 防災拠点において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進めます。
- ・病院等各ライフライン機関においては, 被災地における救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため, 施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるよう促します。

② 医薬品の不足に備えた応援体制の整備

- ・医薬品・医療資機材の供給・調達については, 平常時から関係者間の連絡体制・役割分担等を明確にし, 災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築します。また, 衛生消耗品の備蓄を進めます。
- ・災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう, 避難行動要支援者について情報を収集するとともに, 保健所や医療機関との連携等に協力していきます。
- ・人工透析患者, 人工呼吸器装着者等医療度の高いケースを把握し, 避難支援について検討をします。

③ 福祉支援体制の強化

- ・関係機関と連携し, 災害ボランティアセンターの開設, ボランティアの受け入れ等の活動を支援します。

起きてはならない最悪の事態

(5) 避難所における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

○大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方策】

① 避難所運営体制の充実

- ・災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、避難所等において、発災直後から被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備します。
- ・大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、職員への周知と訓練を行います。
- ・災害時には感染症のサーベイランス（感染症発生動向調査）体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図ります。
- ・災害発生時の避難所運営における人的支援体制の構築に努めます。
- ・国・茨城県・関係団体と連携を図り、医療・福祉等の専門的知識を有する人材の確保・支援体制強化に努めます。
- ・関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの開設、ボランティアの受け入れ等の活動を支援します。【2-（4）-③再掲】

② 避難所衛生環境の確保

- ・被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整に努め、避難所の衛生環境の確保に努めます。

③ 感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備

- ・衛生消耗品に係る資材の備蓄整備を進めます。
- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ及びノロウイルス等の感染症に対しては、消毒はもちろんのこと、避難所におけるゾーニングと動線を区分けする手順を確認するなど対策を実施します。

④ 保健所との連携強化

- ・避難所における疫病・感染症等が発生することを防ぐために、ひたちなか保健所との連携強化を検討します。

⑤ 医療機関との連携

※【2-（4）-①】と同様

起きてはならない最悪の事態

(6) 劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理による避難者の健康状態の悪化

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における避難所の衛生環境が守られ、避難者の健康状態が良好に保たれるよう、検討を行う必要があります。
- 高齢者、障がい者・児、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入について、発災時にスムーズに対応できるよう見直しや検討の必要があります。
- 福祉避難所等において支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要があります。

【強靱化の推進方策】

① 避難所運営体制の充実

- ・大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合った対応策を整備します。
- ・被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図りながら、適宜修正していきます。
- ・要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所において、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により実施体制の充実を図ります。
- ・医療、保健、福祉関係者の資格保持者の登録をはじめ、災害時における社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、福祉避難所の運営人材確保・育成などを進めます。

② 避難所衛生環境の確保

- ・避難所（コミュニティセンター等）での段ボールベッドやパーテーション等、長期避難生活を想定した物資の用意、授乳スペースなどプライバシーの確保、熱中症対策や寒さ対策など、環境整備を進めます。
- ・設置場所等の諸条件に応じた災害用トイレを設置することにより、避難所等でのトイレ機能を確保できるよう、トイレ機器の確保を行います。

③ 感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備

※【2-（5）-③】と同様

④ 医療代替施設・隔離施設としての協定締結（公共施設・社宅・宿泊施設等）

- ・村内の公共施設や企業・事業者の社宅、村内の宿泊施設等が医療機関の代替施設として活用できるよう、協定締結に努めます。

⑤ 保健所との連携強化

※【2-（5）-⑤】と同様

⑥ 医療機関との連携

※【2-（4）-①】と同様

事前に備えるべき目標 3

「大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する」

起きてはならない最悪の事態

(1) 警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

【脆弱性の評価】

- 本村を管轄する交番・駐在所はひたちなか警察署・東海地区交番1箇所のみであり、交番施設が被災する可能性もあります。
- 災害時には無人となった家屋や企業・事業所等への窃盗行為が多く発生することが見込まれ、住民の財産を守る必要があります。

【強靱化の推進方策】

①警察署代替施設の提供

- ・茨城県警察本部やひたちなか警察署との連絡体制の維持や、必要な警察機能の充当を図るため、警察署代替施設（交番）の設置と提供を検討する必要があります。
- ・警察署（交番）の機能を十分果たせるよう、必要な設備をひたちなか警察署と協議し、配置する手立てを検討します。

起きてはならない最悪の事態

(2) 職員・役場庁舎その他公共施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 大規模自然災害発生時においても住民の生命、身体及び財産を守るため、必要な機能を維持する必要があるため、業務継続計画（BCP）の策定を行う必要があります。
- 大規模災害時に災害対策の拠点となる庁舎が被災により使用できない場合を想定し、代替施設の選定等を進めていく必要があります。
- 庁舎等における通信基盤や非常用電源、自家発電設備や燃料等ライフラインの確保対策、災害対応に必要な資機材の確保等の執務環境を整備する必要があります。
- 災害発生時において、職員が被災等により参集できない場合を想定し、限られた職員で迅速かつ的確に災害対応を行えるようにする必要があります。
- 職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や茨城県、他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、情報収集・共有機能を強化する必要があります。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、情報伝達体制、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があります。

【強靱化の推進方策】

①事業継続計画（BCP）や職員行動マニュアルの整備

- ・策定する業務継続計画（BCP）を職員へ周知するとともに、今後も最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行います。
- ・ICT分野のBCPの導入を検討します。
- ・平時からの担当事務マニュアルの作成により業務引き継ぎを可視化し、部署内の全職員、応援の職員が災害時に業務を継続できるようにします。

②災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化

- ・地域防災計画を適切に見直すとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなど各種マニュアルを作成・更新し、防災体制を強化します。
- ・大規模災害時に本村の災害対策の拠点となる庁舎の非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進めます。
- ・災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や総合防災訓練などの様々な訓練を継続して行います。
- ・平時から職員の特性を把握して、災害時の迅速かつ的確な対応ができるように対応能力の向上を図ります。
- ・大規模災害時に、国や茨城県、近隣自治体や災害協定締結自治体、関係機関等と、迅速かつ的確な情報処理収集・伝達を行うため、防災通信システムの充実を図ります。
- ・災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムネットワークを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図ります。
- ・災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、被害を受けにくいシステム構成に改めます。
- ・防災拠点施設等における停電対策として非常用発電機の設置や発電容量の適量化、省電力機器の導入、燃料の備蓄などの稼働対策を進めます。
- ・災害時情報共有システム、SNS等の活用による救助要請など災害情報の早期取得、現地状況を把握するドローンの運用、監視カメラ、水位情報や地すべり監視の充実など取組を進めます。

③役場代替拠点施設の設定（複数）

- ・災害対策本部が円滑に災害対応できるよう、必要な資機材の確保等の執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない最悪の場合も想定し、複数の代替施設の確保や整備に取り組みます。
- ・役場代替拠点施設等における停電対策として非常用発電機の設置や発電容量の適量化、省電力機器の導入、燃料の備蓄などの稼働対策を進めます。

④他施設での電力確保

- ・使用する施設に必要な電力が災害時に確保できるよう、配電施設の整備と定期的な維持管理を行います。

⑤他自治体との災害時応援協定の締結

- ・大規模災害時に迅速かつ的確な支援を行えるよう災害時応援協定を結んだ自治体担当者間の交流や防災情報の共有などにより、平時から相互支援の関係性構築に努めます。
- ・職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の対策を検討します。

事前に備えるべき目標 4

「大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する」

起きてはならない最悪の事態

(1) 電力供給停止等による情報通信機能や情報提供機能の麻痺・長期停止

【脆弱性の評価】

- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、情報収集・共有機能を強化する必要があります。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、情報伝達体制、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があります。
- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な体制を整備する必要があります。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、村はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設の耐震化等の防災対策を進める必要があります。
- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努めます。
- 通信事業者と提携し、緊急時には、移動電源車、可搬型基地局、車載型移動基地の配備を受けられるような体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①防災拠点施設等における停電対策

- ・停電等、電力の供給停止に備え、避難所や庁舎、消防施設等の防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源装置を整備するとともに、燃料の確保等、発電容量の適量化を図ります。
- ・施設の耐震化及び被災時における機能の維持に努め、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも防災情報等を住民への確に伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、システムや通信手段の強化・高度化を推進します。
- ・重要行政施設への省電力機器及び自家発電機器の導入を図ります。

②通信事業者との連携強化

- ・大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努めます。
- ・通信事業者と提携し、緊急時には、移動電源車、可搬型基地局、車載型移動基地の配備を受けられるような体制整備を促進します。
- ・災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、電気通信事業者と必要な検討を行い、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進めます。

起きてはならない最悪の事態

(2) テレビ・ラジオ放送及び防災無線の中断等により災害情報が必要な村民に伝達できない事態

【脆弱性の評価】

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者の防災対策を推進する必要があります。
- メディア情報中断の際にも、住民に対して的確な情報提供ができる体制づくりを行う必要があります。
- 防災行政無線や戸別受信機のみならず、伝達手段の多重化・多様化を検討していく必要があります。
- 住民一人ひとりが自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害に対応する意識を醸成する必要があります。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるよう、防災・減災意識を高揚する必要があります。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織をさらに活性化する必要があります。
- 大規模な災害が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に避難指示（緊急）や避難勧告等を発令する必要があります。
- 水害等発生の前から予測できる災害に対し、避難等の防災対応を行うため、あらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」を作成する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①災害関連情報の伝達手段の多様化

- ・住民の災害情報の入手手段として非常に有効なテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止することのないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進します。
- ・災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、災害に強く、被災した場合にも復旧の早い情報提供体制の構築を図ります。

②通信・情報システムの充実

- ・テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも、住民に対して的確な情報提供ができるよう、同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の充実を図り、SNS等の活用による災害情報の発信や緊急速報メール等の普及を促進することにより、確実に情報を伝えられる体制を整備します。
- ・緊急時には、防災行政無線のほか、公用車等による広報活動、場合によってはマスメディアの活用等、あらゆる方法を通して、情報の収集・伝達を行うなどリスク回避に努めます。

③災害発生時避難行動の周知

- ・平常時からの継続的な訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や茨城県、他自治体、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築します。

- ・あらゆる事態を想定した情報伝達マニュアル等の策定や、情報収集・提供手段の整備に加え、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達できる人材の育成を図ります。
- ・大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行います。
- ・台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進めます。

④住民の防災・減災意識の向上等

- ・村ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識の啓発など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、住民の防災・減災意識の高揚に努めます。
- ・学校では、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の災害時対応能力の向上や危機管理研修等による指導力の向上を図り、地域と連携した防災力の向上を推進します。
- ・学校では、防災教育を通じて児童生徒の防災・減災意識の向上を図るとともに、ホームページや学校だより、授業参観など様々な機会において、保護者や地域への周知・啓発に努めます。
- ・学校では、大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、児童・生徒を対象とした地域の特性に応じた実動的な避難訓練を実施します。

事前に備えるべき目標 5

「経済活動の早期復旧を図る」

起きてはならない最悪の事態

(1) サプライチェーンの寸断等による村内企業活動の停滞

【脆弱性の評価】

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーン（商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れ）を確保するため、企業や事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要があります。
- 大規模災害により、高速道路、海上輸送路等の交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や茨城県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を促進する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①事業者の事業継続計画（BCP）策定支援

- ・事業者は、事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、本村も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行います。

②経済関係団体との連携

- ・東海村商工会をはじめ村内の経済団体と、災害時におけるサプライチェーンの寸断防止についての協議を行うとともに、事業者の事業活動の継続が図れるよう、事業継続計画（BCP）策定の指導・支援を促進します。

③事業活動の再開に向けた国・茨城県等の道路管理者との連携

- ・国及び茨城県において実施される道路及び物資輸送確保のための港湾整備等について、早期事業化を図るための協力体制を整えます。

起きてはならない最悪の事態

(2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において対策を進める必要があります。
- 本村においても、平時から連携体制を強化する必要があります。特に、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方策】

①事業活動の再開・継続に向けた電力・エネルギー事業者等との連携

- ・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるよう促します。
- ・各ライフライン機関との連携体制を強化します。
- ・燃料供給については、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。

起きてはならない最悪の事態

(3) 物流・人流に必要な基幹的交通ネットワークの長期停止

【脆弱性の評価】

- 村内で事業を行っている運送事業者や茨城県運送事業協同組合との物流面での対応について、連携を強化する必要があります。
- 鉄道事業者（JR, JR貨物）との物流面での対応について、連携を強化する必要があります。
- 村内で事業を行っている貸倉庫事業者等と、飲料、食料等の救援物資や医薬品等を確保するための保管場所の検討を行う必要があります。

【強靱化の推進方策】**①事業活動の再開に向けた物流・運輸事業者との連携**

- ・運送事業者、鉄道事業者等との連携を強化し、災害時における連絡体制等について検討します。

②物流（物資）ストック機能の確保

- ・飲料、食料等の救援物資や医薬品等を確保するための保管場所を確保するとともに、災害時における配送計画について検討します。

起きてはならない最悪の事態

(4) 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要があります。
- 大規模災害時に、農業の被害を最小限に抑え、速やかに営農を再開する必要があります。
- 農業における生産力の低下を防ぐため、防災対策を促進する必要があります。
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、茨城県や村と関係団体等との間で協定を締結するとともに、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう取組を推進する必要があります。

【強靱化の推進方策】**①食料等の供給体制の確保**

- ・大規模災害発生時に、サプライチェーンを確保するため、事業者に対して、被害の軽減や早期の事業再開への備えとして、事業所等の耐震化や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策の啓発に努めます。
- ・農業における生産力の低下を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合等と連携し、防災対策を促進します。

②住民の食料備蓄の促進

- ・ホームページや広報紙、防災学習や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を住民に呼びかけます。

- ・家庭における備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めます。

③ 飲食物を取り扱う事業者との連携

- ・水やその他の飲食物を取り扱う村内の卸売業者との連携を協議し、飲食物の円滑な配送を検討します。

④ 物流機能等の維持・早期再開

- ・国や茨城県と連携し物資輸送のための緊急輸送路の確保について、早期事業再開に向けた協力体制を整えます。
- ・物資の輸送ルート及び被災時の代替ルートを確保するため、国や茨城県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。

起きてはならない最悪の事態
(5) 異常渇水による村内広範囲における水道供給停止

【脆弱性の評価】

- 本村では、久慈川の表流水を水源とする外宿浄水場と那珂川を水源とする茨城県中央広域水道から受水する2系統により供給されていますが、需要がひっ迫する異常渇水時の対応について、協議を行う必要があります。
- 県企業局との連携を強化して、異常渇水時の対応を検討する必要があります。

【強靱化の推進方策】

① 県企業局（県中央水道事務所）への県水供給増の要請

- ・異常渇水時に、給水対象市町村である本村を含む7市2町1村1企業団が連携して県水供給増を要請できるよう、体制の強化を進めます。

② 供給体制の確保

- ・本村が供給を受ける県中央水道事務所での水道水が不足する場合に備え、他の水道事務所との供給体制の強化を進めます。

事前に備えるべき目標 6

「生活・経済活動に最低限必要な電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらの早期復旧を図る」

起きてはならない最悪の事態

(1) 生活・経済活動の維持に必要な電力・ガス・燃料等の長期間の供給停止

【脆弱性の評価】

- 大規模災害による電力, LPガス, 上下水道, 通信などのライフラインの長期停止を防ぐため, 施設や設備の耐震化, 及び老朽化対策等の促進, 復旧体制の充実等の必要があります。
- 迅速な復旧・復興のため, 各ライフライン事業者との連携体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①ライフラインの防災対策の推進

- ・電力, LPガス, 上下水道, 通信などの各ライフラインを所管する機関や事業者は, 施設や設備の耐震化・液状化対策や老朽化対策等を促進するとともに, 被災後の迅速な復旧を図るため, 非常用電源の配備や燃料の確保対策, 非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築します。
- ・長期の電力停止時に, 自家発電装置による施設運転の継続を図るため, 既設の施設については燃料備蓄槽の増加等により長時間運転を図ります。また, 未設置の施設については, 発電機の設置や資機材リース事業者との協定等による連携の強化を図ります。

②電力事業者, ガス事業者等との連携強化

- ・関係団体との協定締結や防災訓練等の実施により復旧体制の充実を図ります。
- ・災害後の迅速な復旧・復興のため, 各ライフライン事業者との連携が重要であることから, 平時より情報共有や意見交換を行うとともに, 合同訓練を実施する等の連携強化を図ります。

起きてはならない最悪の事態

(2) 給水施設等の被災による村内広範囲における水道供給停止

【脆弱性の評価】

- 各給水区域の人口動態を考慮し, 水需要に十分対応し得る水源の確保と災害発生時にも対応できる安定した供給体制が求められており, 併せて水資源の大切さや節水方法などの啓発活動を行う必要があります。

【強靱化の推進方策】

①水資源（水源）の確保

- ・村内における水資源の確保を図り, 本村独自の水源を確保します。

②節水型社会づくりの推進

- ・ 限りある水資源を有効に利用するため、水源となる地域の保全に努めます。
- ・ 水資源に関する啓発や節水に関する情報提供を実施することで、水道利用者の節水意識の高揚に努め、節水機器などの普及による節水型社会づくりを推進します。

③県企業局（県中央水道事務所）への県水供給増の要請

※【5-（5）-①】と同様

起きてはならない最悪の事態

(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 公共下水道の老朽化に伴う施設更新と、下水道施設や基幹管路の耐震改修や非常用設備の整備などを行う必要があります。

【強靱化の推進方策】

①汚水処理施設等の防災対策の推進

- ・ 業務継続計画BCPを策定し、管理機関間の相互連携や代替施設確保等、継続して稼働させる体制整備の促進、施設の適正管理に努めます。
- ・ 下水道施設等の耐震化、浸水・停電対策をはじめ、施設の改築更新及び長寿命化対策を着実に進めます。
- ・ 下水道施設の復旧支援協力に関する事業者等との協定により連携体制を整備します。

起きてはならない最悪の事態

(4) 幹線道路及び地域交通ネットワークが分断する事態

【脆弱性の評価】

- 高速道路・国道・県道・村道など道路交通ネットワークが分断されないよう国・県・関係機関等と連携を深め、各種交通施設の耐震化、整備、代替ルートの確保検討等の防災対策を推進する必要があります。
- 緊急輸送道路等の整備、防災対策の推進、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要があります。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となり得る農道についても、耐震化等の対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方策】

①道路啓開事業者との協定締結

- ・発災後、救援ルート等を確保するための道路の早急な復旧に向け、村内外の建設関係事業者との協定を締結し、対応の手順や対策の検討を行います。

②代替ルートの確保

- ・国や茨城県と連携し物資輸送路確保のために必要となる道路や代替ルートとなる道路の整備について、早期事業化に向けた要請を行います。

事前に備えるべき目標 7

「制御不能な二次災害を発生させない」

起きてはならない最悪の事態
(1) 市街地での大規模火災の発生

【脆弱性の評価】

- 地震発生時等における市街地での火災延焼を防止するため、住宅等が密集する市街地において防火体制を向上する必要があります。
- 緊急車両の通路の確保及び避難路の通行障害の解消や火災延焼を防止するため、狭あい道路の解消に努め、安全な市街地を形成する必要があります。
- 木造住宅の防火対策の取組を進める必要があります。
- 村内各地区で同時に発生することが想定される地震・津波火災に迅速に対応するため、消防体制、消防水利等の対策を強化する必要があります。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等のさらなる充実強化・整備を進める必要があります。
- 消防団、自主防災組織の充実強化など、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要があります。

【強靱化の推進方策】

①市街地の火災対策、延焼対策

- ・地震発生時における市街地での火災延焼を防止するため、住宅等が密集する市街地において、狭あい道路を把握します。
- ・市街地整備事業や街路整備事業の実施、住民への意識啓発等を進めることにより防火体制の向上を図ります。
- ・建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、茨城県と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行います。

②消防体制の充実

- ・県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽及び耐震性防火水槽の整備促進、消防団装備資機材の充実を、着実に進めます。
- ・同時多発火災の際には常備消防力だけでは困難となるため消防相互の応援体制の充実、消防団の活動強化、防火水槽・消火栓の設置など、火災対策を進めます。

起きてはならない最悪の事態

(2) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺

【脆弱性の評価】

- 緊急輸送道路等の閉塞を防止するため、沿道建築物の所有者等に対し、指導等を行う必要があります。
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開するとともに、体制整備を進める必要があります。
- 発災後、緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制計画について、実効性を向上する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①建物倒壊等による交通麻痺対策

- ・建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、茨城県と連携して耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行います。

②緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルートの確保

- ・速やかに緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努めます。
- ・災害対応の優先度に応じて効率的な道路啓開を行う体制整備を進めます。

③災害廃棄物処理体制の充実

- ・災害廃棄物処理計画を策定し、ガレキ等も含めた災害廃棄物の仮置き場用の用地を確保するとともに、収集・処理体制、他自治体や関係団体等との協力体制等について体制整備を進めます。

起きてはならない最悪の事態

(3) ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の評価】

- ため池について、防災対策を進める必要があります。
- 大規模地震等による深層崩壊等が発生し、天然ダム等が形成される危険があり、避難情報を提供する体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①ため池等農業用水利施設の整備

- ・大規模地震や台風・豪雨等により、下流に影響を与えるリスクの高いため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を推進します。
- ・大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべり等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備します。

【脆弱性の評価】

- 災害の発生・拡大の防止を図るため、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能の向上を進める必要があります。
- 高圧ガスや危険物等を貯蔵、取り扱っている施設の被災は、火災、煙、有害物質等の流出により、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要があります。
- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、資機材整備や訓練等を実施する必要があります。
- 平時から有害物質の保管状況等の把握と適切な指導、防災資機材等の整備を働きかける必要があります。

【強靱化の推進方策】

①住民避難の実行強化

- ・本村の沿岸部や臨海部に居住する住民や、企業・事業所で働く労働者の避難活動が早急に行えるよう方策を検討します。

②有害物質の拡散・流出対策

- ・臨海部で危険物質を取り扱う施設について、施設の耐震化を要請するとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策の推進を、国・茨城県・企業及び事業者等に要請します。
- ・大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク、高圧ガス容器等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策の推進を企業及び事業者等に要請します。
- ・有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者が、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等を実施するよう働きかけます。
- ・平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかけます。

③排水路の適正な保全管理

- ・有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業所から、有害物質が流出しないよう、管理の強化を企業・事業者等に要請します。
- ・村が管理する排水路について、整備が必要な排水路施設の把握と強化を図ります。

起きてはならない最悪の事態

(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となっており、地域コミュニティを強化する必要があります。
- 耕作放棄地の増大は、農地荒廃による治水・砂防機能の低下など多くの問題を引き起こすことから、農地及び農業関連施設の保全管理を強化する必要があります。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や環境教育を推進する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①農地や農業用施設等の適切な保全管理

- ・地域の実情に即した用排水施設、農業用施設の耐震診断・耐震化対策、ほ場整備、農村環境整備など、農地保全整備の事業を推進します。
- ・農地・農道・農業用水路等の多面的機能を有する地域資源の適切な保全管理を進め、地域コミュニティの維持・活性化を推進します。

②森林が有する多面的機能の維持

- ・森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進します。

起きてはならない最悪の事態

(6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 災害発生時における消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①風評被害の防止

- ・災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等との連携により正確な情報収集と提供方策を検討します。

事前に備えるべき目標 8

「地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する」

起きてはならない最悪の事態

(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物処理計画を策定し、その計画に基づき災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。また、廃棄物処理施設については、災害対策を推進する必要があります。
- 災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域的に支援を受けられる体制を構築する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①建物や土木施設等の被災状況の迅速な把握

- ・大規模災害時に発生する建物や土木施設等の被災状況を早急に把握するための人的資源の確保を検討します。

②災害廃棄物処理体制の充実

- ・災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置き場用の用地を確保するとともに、収集・処理体制、他自治体や関係団体等との協力等について体制整備を進めます。
- ・災害廃棄物の処理体制の充実・強化を図るため、処理計画の策定後も、適宜、取組内容を点検します。
- ・必要となる施設・資機材等の整備等を図ります。

起きてはならない最悪の事態

(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、東海村建設業協同組合の協力が不可欠であることから、建設業BCPの策定を促す必要があります。
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、茨城県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。
- 災害ボランティアの育成とともに、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①東海村建設業協同組合との連携強化

- ・建設業BCP認定（建設会社における災害時の事業継続力認定）制度を周知するとともに、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が有効に機能するよう実効性を高めます。

②地域活動人材の発掘と育成

- ・地域課題の解決に取り組むため、地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時からの顔の見える関係づくりを推進します。
- ・住民の自助・共助の力を強化するため、防災士^{*}、地域の防災活動を支える人材の発掘と育成を図ります。
- ・自主防災組織を核とした地域コミュニティの強化とネットワークの構築を支援します。

③災害ボランティア受入体制の整備

- ・社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備します。

④他自治体等との災害協定の締結推進

- ・職員（消防含む）や施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備します。

^{*}防災士：自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。

起きてはならない最悪の事態

(3) 広域地盤沈下や液状化等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
--

【脆弱性の評価】

- 本村には砂州・砂丘、凹地・浅い谷、氾濫平野、旧河道、河川敷・浜、旧水部、盛土地・埋立地があり、大規模地震によって引き起こされる地盤沈下や液状化が発生する可能性があります。
- 村内の各地域において地盤沈下や液状化のリスクを判定するための調査を行っていますが、大規模災害時に発生する広域地盤沈下や液状化を早急に把握し、対策を立てるまでの対応を検討する必要があります。

【強靱化の推進方策】

①地盤沈下箇所や液状化箇所の迅速な把握

- ・地盤沈下や液状化のリスクを把握する取組を進めます。
- ・大規模災害時に発生する広域地盤沈下や液状化を早急に把握するための、人的資源の確保を検討します。

②東海村建設業協同組合との連携強化

- ・地盤沈下箇所や液状化箇所の応急復旧対策を行えるよう、建設業協同組合との連携を進めます。

起きてはならない最悪の事態

(4) 地域コミュニティの崩壊, 貴重な文化財の喪失, 治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動, 避難誘導等は, 地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため, その育成に取り組む必要があります。
- 消防団や自主防災組織の災害対応力の強化, 他機関等と連携した災害対応能力を向上させる必要があります。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには, 地域におけるコミュニティの力が重要となることから, 地域コミュニティの活性化を進める必要があります。
- 地域課題の解決に取り組む地域協働ネットワークの構築を支援する必要があります。
- 災害発生時における文化財の保護を適切かつ迅速に行うため, 災害対応能力の向上と防災体制の強化を進める必要があります。

【強靱化の推進方策】

① 自主防災組織の育成や消防団の充実・強化

- ・防災訓練や防災教育等を通して自主防災組織を育成します。
- ・消防団器具置場の耐震化及び装備資機材の充実, 消防団訓練を実施します。

② 地域コミュニティの活性化

- ・地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに, 隣接する自主防災会同士が共助についての知識を深める機会を増やします。
- ・地域の相互交流やネットワーク化を促進し, 男女共同参画の視点からも防災対策を推進します。
- ・自主防災組織や消防団等を中心に, 地域住民や学校, 事業所等が協力し, ハザードマップや避難計画を含む地区防災計画の作成や防災訓練, 防災教育等を通じ, 防災分野における地域コミュニティの活性化を推進します。

③ 文化財の防災対策

- ・災害発生時における文化財の保護を適切かつ迅速に行うため, 文化財の所有者をはじめ茨城県や関係機関等と連携を図りながら, 様々な局面を想定した研修会への参加や災害対応訓練等の実施により, 災害対応能力の向上と防災体制の強化を図ります。
- ・建造物や展示物・収蔵物について, 常日頃より点検を行い, 被害を最小限にとどめるための対策を講じます。
- ・有形・無形の文化財の損失に備えて, 写真や映像等による記録及び収集(アーカイブ化)に努めます。

起きてはならない最悪の事態

(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

○災害復旧・復興を迅速に取り組むため、様々な生活支援が必要となる中、仮設住宅の確保を検討する必要があります。

【強靱化の推進方策】

① 仮設住宅等の用地の確保

- ・災害時における避難所や仮設住宅地等に係る非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進めます。
- ・応急仮設住宅の建設、民間借上に関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、空き家活用や宿泊施設の一時転用による住居確保なども含め民間借上住宅の提供体制の整備を行います。
- ・仮設住宅建設候補地において、災害発生時にスムーズに利用できるよう事前協議を行うとともに、県有地・国有地の検討・協議を進め、建設候補地台帳を整備します。
- ・被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。

② ホテル・旅館、民間法人との災害協定の締結と連携強化

- ・ホテル・旅館、民間法人との災害協定を結び、一定数を確保できるよう連携を強化します。

③ 罹災証明書の迅速な発行

- ・茨城県と連携し、被害認定調査・罹災証明発行システムの導入、適切な運用により罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成を行い、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築します。
- ・被災から速やかに生活が再建できるよう、被災時の国・県税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）の広報、村による税の減免や補助・助成金を適切に実施する体制を整備します。

起きてはならない最悪の事態

(6) 常磐線や高速道路網、港湾などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道施設の安全性向上や長寿命化を促進する必要があります。
- 災害時に海上輸送拠点となり得る港湾においては、大規模地震や津波への対策を進めることが求められており、重要施設の耐震・耐津波強化対策の要請を進める必要があります。

【強靱化の推進方策】

①鉄道事業者, 高速道路事業者, 港湾管理者等との災害発生時連携の強化

- ・ 鉄道事業者, 高速道路事業者, 港湾管理者等との連携を進めます。
- ・ 国及び茨城県において実施される道路及び物資輸送確保のための港湾整備等について, 早期事業化に向けた要請を行います。【5- (1) -③再掲】

②道路網の整備, 橋梁の補修・耐震化の推進, 舗装の強化, 歩道の整備

- ・ 大規模災害時に被害が発生する可能性のある橋梁等の耐震対策を推進するとともに, 管理者との連携強化を図ります。

第5章 重点プログラムの設定

1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本村の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。重点化したプログラムにより、回避すべき「最悪の事態」は以下のとおりです。

この「重点化すべきプログラム」については、その重要性に鑑み、関連する施策の進捗状況と各部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、施策を推進します。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本村での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・茨城県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本村が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

2 重点化すべきプログラムの一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 自然災害による直接死を最大限防ぐ	(1) 公共建築物や民間建築物の倒壊による多数の死傷者の発生
	(2) 不特定多数が集まる施設（村内公共施設、商業施設等）の火災による多数の死傷者の発生
	(4) 異常気象等での河川の氾濫、堤防の決壊等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1) 食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	(6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による避難者の健康状態の悪化
6 生活・経済活動に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	(1) 生活・経済活動の維持に必要な電力・ガス・燃料等の長期間の供給停止
	(2) 給水施設等の被災による村内広範囲における水道供給停止
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第6章 計画の推進

1 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとし、進捗状況の把握については総合計画や関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

本村だけでは対応できない事項については、国・茨城県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

2 他の計画等の見直し

本計画は、本村の国土強靱化の観点から、本村における総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

3 プログラムの推進

重点プログラムの推進にあたっては、行政のみの取組によって推進できるものだけでなく、住民及び企業・事業者等が連携しなければ推進できない施策も多くあります。

このため、行政と住民及び企業・事業者が協働してプログラムの推進に取り組むこととします。

東海村国土強靱化地域計画

令和3年（2021年）3月

発行：東海村

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL：029-282-1711（代表）

FAX：029-270-4418

URL <https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>

企画・編集：村民生活部 防災原子力安全課